

宇佐市選挙管理委員会が執行する選挙の準備業務に係る
競争入札参加資格申請要領

令和5年10月

宇佐市選挙管理委員会

宇佐市選挙管理委員会が執行する選挙の準備業務に係る 競争入札参加資格申請要領

平成22年9月31日要領第1号

改正 平成25年9月13日要領第2号

改正 平成26年9月16日要領第1号

改正 平成30年9月21日要領第1号

改正 令和5年9月6日要領第1号

令和5年12月1日から令和10年11月30日にかけて、宇佐市選挙管理委員会が執行する選挙の業務に係る競争入札（見積）に参加を希望する方は、下記の要領により「競争入札参加資格審査申請書」並びに添付書類を提出してください。

1. 対象業務

- (1) 選挙ポスター掲示板レンタル・設置・撤去業務（保守・管理業務含む。）
- (2) 選挙投票所記載台等搬入・回収業務

2. 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過しない者でないこと。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (4) 登録申請する年の1月1日現在において、引き続き1年以上、同種の営業を営んでいる者であること。
- (5) 宇佐市内に本店又は支店、事務所若しくは営業所（以下「支店等」という。）を有する者については、市税並びに上水道料金（簡易水道を含む。）及び下水道使用料（農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。）を完納している者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (7) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められている企業若しくは団体をいう。）でないこと。

3. 提出書類 ※ ○印は全者提出、△印は該当者のみ提出のこと。

番号	書類の名称及び様式	法人	個人	備考
(1)	競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	○	○	
(2)	委任状 (様式第2号)	△	△	
(3)	経営事項審査表 (様式第3号の1~2)	○	○	
(4)	財務諸表又はこれに代わる書類 (様式第4号)	○	○	直近決算書又は確定申告書の写し
(5)	使用印鑑届 (様式第5号)	△	△	
(6)	印鑑証明書(写し可)	○	△	法務局が証明するもの
		△	○	市区町村長が発行するもの
(7)	登記事項証明書(法人の場合)(写し可) 代表者身分証明書(個人の場合)(写し可)	○	△	登記簿謄本
		△	○	市区町村長が発行するもの
		○	○	上記書類については下記の点に留意すること。 ※ 法務局又は市区町村で申請日前3か月以内に発行されたもので、申請日現在において、記載内容に変更等がなく現に有効なものに限る。(写し可) ※ 登記事項証明書については、「 <u>現在事項全部証明</u> 」又は「 <u>履歴事項全部証明</u> 」のいずれかを提出すること。
(8)	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)	○	○	申請前3か月以内に発行されたもの
(9)	従業員数調書 (様式第6号)	○	○	
(10)	営業用機械器具調書 (様式第7号)	○	○	
(11)	屋外広告業登録済通知書(写し)	△	△	別紙の資格等要件参照のこと
(12)	定款、組合員名簿	△	△	事業協同組合等が申請するとき
(13)	市税並びに上水道料金、下水道使用料納付状況調査同意書(様式第8号)	△	△	宇佐市内に本店又は営業所を有する者に限る。
(14)	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式第9号)	○	○	
(15)	その他市長が必要と認める書類	△	△	営業に関し法令上の資格を有する場合の証明書、カタログ、パンフレット等

※黒色のインク、ボールペンを使用し楷書(パソコン等による入力も可)で記入してください。なお、訂正箇所は見え消しをし、当該箇所に押印のうえ修正のこと。

4. 申請書の提出先等

(1) 場所: 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市役所3階

宇佐市選挙管理委員会事務局 選挙係 TEL:0978-27-8208(直通) FAX:0978-32-2331

(2) 期間：令和5年10月16日から令和5年11月15日まで

(郵送・信書便の場合は、令和5年11月15日午後5時までに必着のこと。)

その後は随時受け付け、毎月末で締め切る。

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）は除く。

(3) 時間：午前8時30分から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(4) 11月15日までの申請分についての認定日：令和5年12月1日

(5) 随時受付の認定日：原則として申請書等の提出月の翌月中に認定を行う。

5. 提出方法

A4ファイル（縦、色指定無）に提出書類様式番号順に綴じ、持参又は郵送若しくは総務省に認可を受けた民間事業所の行う信書便によるものとする。

郵送又は信書便の場合は、封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きするとともに、郵送の場合は必ず**簡易書留**（信書便の場合は、**書留サービス等配達記録が残るもの**）とすること。

返信用封筒（資格認定通知用）を必ず同封すること。（宛先明記・返信用切手貼付）

6. 資格の認定

入札参加資格の認定結果は、申請者に郵送で別途通知する。

提出書類や資格等要件に不備のある営業種目は認めない。

資格の認定後、市長は資格要件確認のため、入札前に宇佐市税完納証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出を求めることができるものとする。

入札参加の資格審査の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定を行わないことができる。

(1) 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかったとき。

(2) 審査の過程又は審査の結果で、競争入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

(3) 審査の過程又は審査の結果で、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

7. 審査結果の通知

市長は、資格の有無を認定したときは、その結果を申請者に通知する。

申請者で審査結果に異議があるときは、通知の日から30日以内の間、資格の再審査を請求することができる。

8. 資格の有効期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日まで有効とする。

ただし、令和5年11月16日以降の受付分については認定日から令和10年11月30日まで有効とする。

9. 有資格者名簿への登録

市長は、資格を有する者（以下「有資格者」という。）を認定したときは、選挙の準備業務に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当するときは、資格者名簿に登録された有資格者以外の者を入札に参加させることができる。

- （1）性質又は目的により必要があるとき。
- （2）災害等により緊急を要するとき。
- （3）特殊な物品等であるとき、又は特別な技術を要するとき。
- （4）有資格者名簿に登録された者が少数のとき、又はいないとき。

10. 入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を停止又は取り消すことができる。

- （1）2の規定による入札参加資格要件をしなくなったとき、又は6の規定に該当するとき。
- （2）他の官公署に対する不正行為等により、その指名を停止又は取り消されたとき。
- （3）申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- （4）有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不能のとき。

11. 申請事項の変更等の届出

申請した事項又は添付書類に変更等が生じたときは、速やかに文書により変更等を届け出ること。

12. 提出書類の記載要領

（1）競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）・・・○（必須）

・法人の場合の代表者氏名は登記簿謄本に記載された代表権を有する者、個人の場合は現に営業を行っている代表者名を記入してください。

・入札参加希望業務は、3の提出書類及び資格等要件（別紙）を参考に希望番号に○印を付けてください。

（2）委任状（様式第2号）・・・△（該当者のみ）

本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合のみ提出してください。

（様式第3号の1）の経営事項審査表の「1. 申請者欄の委任・代理人」欄と一致するようにし、使用印鑑届（様式第5号）も併せて提出してください。

(3) 経営事項審査表 (様式第3号の1~2)・・・○(必須)

1. 申請者

委任・代理人の欄に押印する印鑑は、委任状(様式第2号)の受任者印と同一のものを押印してください。

2. 審査事項

①申請営業種目を必ず記入し、その実績高を記入してください。

②自己資本額の欄は個人の場合、記入する必要がありません。

⑤営業年数は、申請する年の1月1日現在で記入してください。

端数の関係により縦、横の計が一致しなくても構いません。

3. 入札参加希望業務別契約実績高

申請書(様式第1号)の入札参加希望業務毎に発注者や実績高等を記入してください。

(4) 財務諸表又はこれに代わる書類 (様式第4号)・・・○(必須)

別添の財務諸表に記入、又は直近の決算書の写し(個人の場合、確定申告書の写しでも可)を提出してください。

(5) 使用印鑑届 (様式第5号)・・・△(該当者のみ)

入札、見積、契約及び請求等に際して実印(法務局又は市区町村に登録した印鑑)を使用しないで認印を使用する場合、又は支店等に委任する場合に提出してください。

(6) 印鑑証明書 (写し可)・・・○(必須)

①法人の場合は、法人登録をしている法務局の証明するもの。

②個人の場合は、住民登録をしている市区町村長が発行するもの。

*申請日前3ヶ月以内に発行され、申請日現在で変更がなく、現に有効なものを提出のこと。

(7) 登記事項証明書又は代表者身分証明書 (写し可)・・・○(必須)

①法人の場合は、登記簿謄本

②個人の場合は、本籍地市区町村長の発行する身分証明書

*申請日前3ヶ月以内に発行され、申請日現在で変更がなく、現に有効なものを提出のこと。

(8) 消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し可)・・・○(必須)

所轄の税務署が発行する「納税証明書(その3)」、「納税証明書(その3の2)(個人事業主)」又は「納税証明書(その3の3)(法人)」のいずれかを提出してください。

申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

(9) 従業員数調書 (様式第6号)・・・○(必須)

従業員数(把握できる範囲で最新の人数)を記入してください。

(10) 営業用機械器具調書 (様式第7号)・・・○(必須)

所有している機械器具等のうち、入札参加希望業務に必要なものを記入してください。

なお、機械器具等がないときでも、「なし」と記入してください。

(11) 屋外広告業登録済通知書（写し）・・・△（該当者のみ）

選挙のポスター掲示板の設置撤去業務には、屋外広告物法第9条による屋外広告業の大分県知事の登録を受ける必要があります。屋外広告業登録済通知書の写しを必ず添付してください。

*有効期間がある場合は、最新のを提出し、期限切れのないようご注意ください。

(12) 定款・組合員名簿（写し可）・・・△（該当者のみ）

事業協同組合など各種団体で申請するときは、定款及び組合員名簿を提出してください。

(13) 市税並びに上水道料金、下水道使用料納付状況調査同意書（様式8号）・・・△（該当者のみ）

※ 宇佐市内に本店等を有する者に限る。

※ 滞納が確認された場合は、直ちに完納し当該事実を証明するもの（領収書等）を提出すること。

(14) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第9号）・・・○（必須）

法人の場合の代表者氏名は登記簿謄本に記載された代表権を有する者、個人の場合は現に営業を行っている代表者名を記入してください。

(15) その他必要なもの・・・△（該当者のみ）

営業に関し法令上資格を必要とする場合の証明書、カタログやパンフレット等（A4判に収まるもの）があれば添付しても構いません。

13. 申請した事項の変更等の届出

申請した事項又は添付書類に変更等が生じたときは、直ちに文書により変更等の届出をすること。

※特に12(11)屋外広告業登録済通知書については、提出後に有効期間が経過する場合は、現在の有効期限内に更新後の同通知書（写し）を提出して下さい。

(別 紙)

宇佐市選挙管理委員会が執行する選挙の準備業務に係る競争入札参加資格等要件
(令和5年12月1日から令和10年11月30日)

注意事項

- ・ 経営事項審査表3「入札参加希望業務別契約実績高」に入札参加希望業務に係る実績高がない場合は、資格認定を行わない。
- ・ 支店等に委任しているときは、委任先の資格証の写しを優先して添付すること。
- ・ 同一資格を複数の者が有するときの資格証等の写しは1部で可とする。
- ・ 1の業務は屋外広告業登録済通知書(大分県分)の写しを添付すること。

1 選挙ポスター掲示板レンタル・設置・撤去業務(保守・管理業務含む。)

屋外広告物法第9条における屋外広告業の大分県知事の許可を受けていること。

2 選挙投票所記載台等搬入・回収業務

(旧宇佐市内18投票所に記載台等を搬入し、選挙終了後に回収し元の場所に収納する業務。)

契約実績は、物資を輸送、搬入し回収する業務の実績でよい。